

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年10月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,060,110	3,060,110	ジャスダック 証券取引所	—
計	3,060,110	3,060,110	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年12月14日 (注1)	500,000	2,948,110	75,000	394,224	75,000	423,457
平成18年11月1日～ 平成19年1月31日 (注2)	112,000	3,060,110	17,696	411,920	17,696	441,153

(注) 1 有償第三者割当増資

発行価額 300円

資本組入額 150円

割当先 株式会社小森コーポレーション他、8社

2 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	3	21	1	—	488	519	—
所有株式数(単元)	—	66	27	908	3	—	2,052	3,056	4,110
所有株式数の割合(%)	—	2.15	0.88	29.71	0.1	—	67.16	100.00	—

(注) 自己株式1,500株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に500株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は1,500株であります。

(6) 【大株主の状況】

平成19年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 優	札幌市白石区	748	24.47
株式会社小森コーポレーション	東京都墨田区吾妻橋3丁目11-1	180	5.88
大日精化工業株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目7-6	180	5.88
総合商研従業員持株会	札幌市東区東苗穂2条3丁目4-48	147	4.83
株式会社光文堂	名古屋市中区金山2丁目15-18	100	3.27
小松印刷株式会社	香川県香川郡香南町大字由佐2100-1	100	3.27
志田 秋子	札幌市厚別区	73	2.39
日藤ホールディングス株式会社	札幌市中央区北3条西14丁目2	70	2.29
東京インキ株式会社	東京都北区田端新町2丁目7-15	63	2.06
奥山 裕三	神奈川県茅ヶ崎市	50	1.63
計	—	1,712	55.97

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式3,055,000	3,055	—
単元未満株式 (注)	普通株式 4,110	—	—
発行済株式総数	3,060,110	—	—
総株主の議決権	—	3,055	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式500株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 総合商研株式会社	札幌市東区東苗穂二条三丁 目4-48	1,000	—	1,000	0.03
計	—	1,000	—	1,000	0.03

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,500	—	1,500	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題として捉え、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保を勘案しながら、業績に対応した安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当として1株当たり15円の普通配当といたしました。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、第37期以降は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としてまいります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成19年10月25日 定時株主総会決議	45,879	15.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成15年7月	平成16年7月	平成17年7月	平成18年7月	平成19年7月
最高(円)	1,000	421	410 ※345	715	608
最低(円)	260	270	295 ※290	340	415

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものです。なお、第34期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	486	522	535	515	580	608
最低(円)	470	504	503	509	505	476

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	—	加藤 優	昭和14年7月15日生	昭和44年1月 個人にてプリント企画創業 昭和45年4月 プリント企画を総合印刷に屋号変更 昭和47年12月 総合商研(株)を設立(総合印刷を改組) 代表取締役(現任) 昭和52年8月 (有)アリ印刷代表取締役社長(有)アリ印刷は平成5年7月に清算) 昭和57年7月 札幌印刷(株)代表取締役社長(札幌印刷(株)は平成6年3月に当社が吸収合併) 平成2年6月 菊水商事(株)代表取締役社長(菊水商事(株)は平成6年3月に当社が吸収合併) 平成10年2月 協同組合札幌プリントピア設立 理事長(現任) 平成16年10月 当社代表取締役会長兼管理部長 平成17年7月 当社代表取締役会長(現任)	(注2)	748
代表取締役 社長	営業 本部長	片岡 廣幸	昭和32年7月16日生	昭和55年4月 当社入社 平成5年4月 当社営業部部長 平成7年8月 当社商業印刷事業部営業部長 平成9年10月 当社取締役 当社取締役商業印刷事業部事業部長 平成11年2月 当社取締役営業本部長兼営業第2部部長 平成14年4月 当社取締役札幌営業本部長 (当社マーケティング部・特販営業部・大阪営業部担当) 平成15年4月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長 平成16年10月 当社取締役社長兼営業本部長 平成18年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任)	(注2)	37
取締役	企画管理 本部長	原田 正之	昭和28年10月15日生	昭和51年4月 (株)北海道銀行入行 平成14年7月 同行麻生支店長 平成16年7月 当社管理部財務担当部長 平成17年7月 当社執行役員企画管理本部長 平成17年10月 当社取締役企画管理本部長(現任)	(注2)	17
取締役	本州統括兼 東京支社長	菊池 健司	昭和29年10月2日生	昭和53年4月 (株)ダイエー入社 平成11年1月 同社販売促進部長 平成13年2月 同社 I R 広報部長 平成14年7月 当社東京本部・副本部長 平成14年9月 (株)総合商業研究所取締役 平成17年7月 当社執行役員営業企画部長 平成17年10月 当社取締役東京支社長兼営業企画部長 平成18年10月 当社取締役本州統括兼東京支社長(現任)	(注2)	5
取締役	事業開発 部長	高谷 真琴	昭和40年2月10日生	平成6年10月 当社入社 平成13年4月 当社営業第4部部長 平成14年4月 当社マーケティング部部長 平成16年3月 当社事業開発部長 平成16年10月 当社執行役員事業開発部長 平成18年10月 当社取締役事業開発部長(現任)	(注2)	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	ITソリューション事業部長	片山行雄	昭和26年10月4日生	昭和53年4月 平成元年1月 平成11年10月 平成18年9月 平成19年6月 平成19年8月 平成19年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 同社中小型システム課長 同社ICPプロジェクトマネージャー システムデザイン開発株式会社専務取締役 当社営業企画部システム企画担当部長 当社ITソリューション事業部長 当社取締役ITソリューション事業部長(現任)	(注3)	—
監査役 (常勤)	—	大居啓子	昭和24年1月5日生	昭和52年12月 昭和58年1月 昭和58年8月 平成7年10月 平成10年10月 平成11年4月 平成14年12月 平成16年10月	森孝平公認会計士事務所入所 村住経営(株)入社 税理士登録 当社監査役 当社監査役退任 個人経営 税理士法人むらざみ総合事務所入所 当社常勤監査役(現任)	(注4)	—
監査役	—	長谷勲	昭和16年6月13日生	昭和45年1月 昭和48年3月 平成3年4月 平成13年7月 平成18年10月	大日精化工業(株)入社 北海道大日精化工業(株)入社 同社オフセットインキ部門統括副部長 同社オフセットインキ部門担当執行役員(現任) 当社監査役(現任)	(注4)	—
監査役	—	西岡誠	昭和29年11月8日生	昭和52年4月 平成11年3月 平成13年4月 平成17年3月 平成18年3月 平成18年10月 平成19年6月	小森印刷機械(株)(株)小森コーポレーション)入社 同社営業二部部長代行 同社名古屋支店支店長 同社国内営業本部副本部長兼オフ輪営業部部长 同社本社営業本部副本部長兼オフ輪営業部部长 当社監査役(現任) (株)小森コーポレーション執行役員 国内営業本部長兼オフ輪営業部部长(現任)	(注4)	—
計							815

- (注) 1 監査役長谷勲及び西岡誠は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、片山行雄を除き、平成18年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役片山行雄の任期は、平成19年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成18年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 内部統制システム・リスク管理体制の整備状況

- ・当社は、平成18年5月29日の取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」の決議を行いました。当該決議に基づき、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの整備に取り組んでおります。
- ・当社の組織は、営業本部、生産本部、企画管理本部、内部監査室により構成され、各部門の役割・権限を明確にするとともに、主要部門に取締役・執行役員を配置することで、内部牽制の組織の確立を図っております。また、企画管理本部内に、経営企画チーム、財務チーム、総務人事チームを配置し、管理部門を一元化することで、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。
- ・当社では、事業活動全般にわたり生じる様々なリスクを正しく認識し、分析・評価を行い適切な対応策をとることが重要であると考え、企画管理本部がリスク情報の一元管理を行い、必要に応じて経営会議および取締役会に報告しております。また、対外的なリスクに関しましては、顧問弁護士と十分協議の上、対応しております。
- ・当社では、取締役企画管理本部長をコンプライアンス統括責任者として法令順守に努めております。コンプライアンスマニュアルには法令事項に加え、企業理念・会社規範を掲載し、毎年改訂し全社員に配布しております。全員に所持を義務付けることにより、不祥事防止・法令遵守の為の組織・風土の形成とその実効性の維持に努めており、随時全社勉強会を実施しております。
- ・透明性のある経営を確保するための情報開示手段として、年2回の定例決算説明会を東京及び札幌で開催しております。また、業績情報等のIR情報のホームページへの掲載などを活用した情報開示を実施しております。
- ・職務権限規程等を中心とした権限の整備、社内規程の整備、外部講師を活用した社内研修の強化をすすめております。
- ・個人情報の保護管理体制の一層の強化をすすめており、平成19年6月には、2006年版JIS規格対応のプライバシーマークに認可（更新）となっております。
- ・金融商品取引法上の内部統制体制を整備するため、社内プロジェクトを立ち上げ、内部統制システム全般の見直し・整備をすすめております。

③ 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は1名で構成されており、常勤監査役及び他部門との連携のもとで業務実施、執行状況等の監査を実施し、監査結果を取締役会で報告しております。当事業年度は、17部門を対象に内部監査を実施しております。

④ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を担当する監査法人は、平成19年7月23日付でみずほ監査法人から新日本監査法人に変更しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本監査法人の廣瀬一雄氏及び福田敬一氏であります。継続監査年数については両氏とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名であります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社には社外取締役はおりません。社外監査役は2名で、当社株主である北海道大日精化工業㈱及び㈱小森コーポレーションの執行役員であります。当社とこれら2社との間で購買取引がありますが、いずれの取引も定型的取引であり、当社と社外監査役個人との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

(2) 役員報酬の内容

当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬	6名	53,200千円	(社外取締役はおりません)
監査役の年間報酬	3名	3,600千円	(社外監査役2名への報酬はありません)

- (注) 1 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役年額100百万円以内及び監査役年額20百万円以内（平成18年10月26日開催第35回定時株主総会決議）であります。
- 2 上記報酬とは別に、平成18年10月26日開催の第35回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役に役員退職慰労金として、8,100千円を支給しております。
- 3 上記報酬には、平成19年10月25日開催の第36回定時株主総会で決議の役員弔慰金35,000千円は含んでおりません。
- 4 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

(3) 監査報酬の内容

当事業年度における監査法人に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

①みすず監査法人

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6,000千円
上記以外の報酬	8,000千円

(注) 当社はみすず監査法人に対して、平成19年7月22日までに実施された公認会計士法第2条第1項の業務以外の財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

②新日本監査法人

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6,000千円
上記以外の報酬	— 千円

(4) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(6) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(7) 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。